

元高医薬第1355号
令和2年3月26日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

厚生労働省通知の送付について

日頃は、本県の薬務行政にご協力賜り感謝申し上げます。

さて、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定される指定薬物に、下記施行通知のとおり新たに10物質が指定されましたのでお知らせします。今回の指定で指定薬物は合計2,385物質となりました。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

また、本施行通知は、当課のホームページにも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

（令和元年12月17日付け薬生発1217第1号）

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

（令和2年2月28日付け薬生発0228第1号）

問い合わせ先
高知県健康政策部医事薬務課
貞岡、平松
〒780-8570
高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL 088-823-9682
FAX 088-823-9137